

せん漁業の許可について

令和 7 年 9 月 17 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 12 号で定めるせん漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 せん漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
かにかご漁業	別紙のとおり	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	1	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 17 日～同年 9 月 23 日

（３）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

（イ） かに以外の魚種を目的として操業してはならない。

（ウ） 操業時間は午前 6 時から午後 4 時までとする。

（エ） 使用するかご数は 50 個以内とする。

（オ） 漁具の目合いは 6 センチメートル以上でなければならない。

（カ） 地元組合の指示事項は厳守すること。

（キ） 関係漁業者との協定を厳守すること。

（ク） 漁具の両端に漁協名、氏名を表示した標識を掲げなければならない。

（ケ） 許可の内容、上記各項に違反したときは、この許可を取り消すものとする。

（コ） 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

